



答申第256号
令和元年6月6日

岐阜市長 柴橋 正直 様

岐阜市個人情報保護審議会
会長 池田 紀



個人情報ファイルの廃止について（答申）

岐阜市個人情報保護条例（平成16年岐阜市条例第1号。以下「条例」という。）第12条第4項の規定に基づき、令和元年5月28日付け岐阜市参国第13号で諮問のありました下記の事案について、下記のとおり答申します。

記

1 事案の概要

岐阜市市民参画部国際課では、国際交流及び多文化共生の推進を目的とした「岐阜市国際交流ボランティア制度」の実施により、ボランティア活動の登録の申込みのあった者の氏名、性別、生年月日等の情報を個人情報ファイルとして保有していたが、平成31年3月31日をもって当該制度を廃止したことに伴い、当該個人情報ファイルを保有する必要がなくなったため廃止するものである。

2 廃止する個人情報ファイルの名称

国際交流ボランティア名簿

3 意見

適当なものと認める。